

審議結果通知書

令和6年5月20日

特別支援教育課長様

三重県環境調整システム推進会議 会長

令和6年4月1日付けで提出のあった環境配慮検討書について審議した結果は次のとおりでしたので通知します。

対象事業の名称	盲学校および聾学校整備事業
(1)調整事項	<ul style="list-style-type: none">・地球温暖化対策について・野生生物について・埋蔵文化財について・生活環境の保全について
(2)調整の結果の内容	<p>(地球温暖化対策について)</p> <ul style="list-style-type: none">・地球温暖化防止に関して、「三重県地球温暖化対策総合計画（令和3年3月策定、令和5年3月改定）」では、<ul style="list-style-type: none">・新規の建築物については原則ZEB oriented※相当以上とする。・太陽光発電の最大限の導入を図る。 <p>としていることから、本事業においてもこの点を考慮して事業を進めてください。</p> <p>※30～40%以上の省エネ等を図った建築物</p> <p>(野生生物について)</p> <ul style="list-style-type: none">・野生生物の生息・生育環境の確保のため、敷地内の緑化に努めるとともに、植栽にあたっては、郷土種等の在来植物の使用を検討してください。 <p>(埋蔵文化財について)</p> <ul style="list-style-type: none">・周知の埋蔵文化財包蔵地「高茶屋大垣内遺跡」が対象地にありますので、津市の文化財担当部局に最新の状況を確認してください。・令和4年度及び5年度に調査した部分以外の掘削を実施する場合は、文化財保護法94条通知提出前に社会教育・文化財保護課と埋蔵文化財センターと協議を行ってください。 <p>(生活環境の保全について)</p> <ul style="list-style-type: none">・工事により 3,000 m²以上の土地の形質の変更を行う場合は、事前に土地の利用状況について調査を行い、土壤汚染対策法第4条第1項に基づく届出が必要となりますので、留意してください。・水質汚濁防止法の特定施設を設置する場合は、事前に水質汚濁防止法の設置届出が必要となりますので、留意してください。・揚水設備を設置する場合は、事前に三重県生活環境の保全に関する条例による揚水設備設置の手続きを行ってください。
(3)備考	